

Q799. 労働者から解雇理由証明書の発行を請求された場合、どのように対応すればいいですか？

労基法では、労働者から解雇理由証明書の発行を請求された場合、使用者は遅滞なく交付しなければならないと定めています。

解雇理由証明書に記載する解雇の理由は具体的に示さなければならず、就業規則の該当条項の内容及び当該条項に該当するに至った事実関係を記入しなければなりません。ただし、解雇理由証明書には、労働者が請求していない内容については書いてはなりませんので、例えば、労働者が解雇事実についてのみ解雇理由証明書の請求をしてきた場合には、使用者は解雇の理由を記載してはならないということです。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成